

積立定期預金規定（一般積立型）

（令和2年5月11日現在）

1. （預金契約の成立）

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2. （預入れの期限等）

- (1) この預金は、通帳記載の目標日（満期日）の1か月前までは自由に預入れができます。
- (2) この預金の預入れは1回100円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。
- (3) この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。

3. （預金の支払時期）

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

4. （利 息）

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数および預入日現在におけるその期間に応じた当行店頭に掲示する自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。

ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日进行、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当行店頭に掲示する自由金利型定期預金（M型）利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。

利率は、金利情勢等にともない変更されることがあります。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日）から適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満……第1項の適用利率×50%
- ③ 1年以上3年未満……………第1項の適用利率×70%

ただし、上記の算式により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率によって計算します。

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. （預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当行に提出してください。

6. （規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上